宇和島市教育委員会会議録

令和6年2月定例会

令和6年2月26日開催

宇和島市教育委員会

宇和島市教育委員会 令和6年2月定例会 会議録

- 1. 開会日時 令和6年2月26日(月) 午後4時00分
- 2. 場 所 字和島市役所本庁 701 会議室
- 3. 出席者 教育長) 金瀬 聡 教育委員) 木下 充卓、高山 俊治、浅井 敬司、 田村 裕子、中島 玲子
- 4. 欠席者 なし
- 5. 出席職員 教育部長 森田 孝嗣、教育総務課長 西川 啓之、 学校教育課長 大柴 博之、生涯学習課長 杉浦 光信、 文化・スポーツ課長 森田 浩二、人権啓発課長 大内 真二、 学校給食センター所長 二宮 貴紀、伊達博物館長 橋本 宏司、

教育総務課課長補佐 藥師神 司、同課総務係長 山口 真史、同課総務係主任 児玉 泰宗

6. 付議事件

議案第5号 宇和島市執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例

議案第6号 宇和島市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則の一部を改正する 規則

議案第7号 宇和島市岩松地区町並み保存推進・啓発事業補助金交付要綱の一部を 改正する要綱

議案第8号 宇和島市伝統的建造物群保存地区保存対策費補助金交付要綱

議案第9号 宇和島市立公民館長の任命について

7. 説明及び報告事項

- (1) 住宅新築資金等貸付事業特別会計の廃止について
- (2) 伊達博物館改築事業(債務負担行為の変更等) について

8. 会議概要

- (1)会議成立の報告
- ○教育総務課長

教育長及び在任委員の全員が出席されています。定足数を満たしていますので、 本会議は成立していることをご報告いたします。

それでは、ここからの進行は教育長、宜しくお願いいたします。

(2) 開会宣言・教育長報告(午後4時00分)

◎教育長

1月30日に総合教育会議で教育大綱の改定が行われました。

前回、令和2年の大綱においては、従来の内容を大きく見直して、現在の基本理 念を定めたという経緯があるのですが、前回の教育大綱を受けて、その後、宇和島 市の教育振興基本計画を策定いたしました。

ただ、令和2年と申しますと、ちょうど時期を同じくしてコロナ禍に入ることとなり、大綱の中で掲げた方針、そして、教育振興基本計画で定めた中身の実質化については、まだまだ道半ばということを言わざるを得ないのが現在の実情だと思います。

そうした中で、今回、教育大綱の基本理念を含めて、内容や方向性については、 大きな変更を加えずに継続するという結論になりました。

従いまして、その具体化・実質化がこれからの課題ということになろうかと思っています。

総合教育会議において、木下委員からは、基本理念の中で打ち出した、自律・共生・創造という三つのキーワードと、目指す姿としての、教育・人・取り組み、この三つの姿が教育委員会の目指すべき目標となるというようなご指摘をいただきました。

高山委員からは、当市の1番の問題は何といっても人口減少と若者の流出であり、 それらを止める方向に持っていければというような、地方創生についての課題認識 を改めて指摘いただきました。

中島委員からは、1人1台端末の学習データの取扱いのことを例示的に取り上げていただき、小中学校の連携した学習環境と学校種を超えた学びの接続についてのご意見をいただきました。

田村委員からは、津島町岩松の伝建地区選定のことを取り上げていただいて、地域の大人と子供、言わば世代と分野を超えた人たちが連携していくことが必要ではないかというご意見をいただきました。

浅井委員からは、教育大綱が飾り物にならないようにしなければならないというようなご指摘をいただきました。

議論の後半では、今ほど申し上げましたような縦の接続、横の接続、そして新しい技術を使った時空を超えた接続といったものに取り組んでいきましょうという話をしました。特に、目指す取り組みの姿としての『ALL宇和島の共育』の部分ですが、これについては、これまでコミュニティ・スクールという仕組みはとってき

ましたが、これはどこまでいっても、学校単位の地域との連携にとどまっていたため、それを踏まえて、今後、市全体としての大きなガイドラインとなるべき方向性を示していきたいということと、その中身として"主体的・対話的"という話と、"個別最適"という話をしました。要するに、主体性をいかにして呼び出すか、そして、異なる意見・価値観・経験を持った人たちとの多様性を、いかにして包摂し

ではどうかという提案をさせていただきました。 実は今日、宇和島東高等学校の校長先生と話をする機会があったのですが、そういったことを今考えてるんですけどねという話をしたところ、それは大いにやろうじゃありませんかという話になっています。

ていくかという対話の方法論(リテラシー)も高めていくことに、今後、取り組ん

それから、2月に入ってから、愛媛大学の教育学部にも足を運んで、幼保小中高の学校種の枠を超えて、そして小中学校でやっているコミュニティ・スクールの話を、もっと全体としてやっていくことに力を貸してもらえませんでしょうかという話をしたところ、やっていきましょうというような、答えもいただいています。今の段階では漠然とした"やりましょう"と言ってる中身をどこまで具体化できるかというのが、今後の課題になるかと思います。

そうした流れの中で、今年8月に「コミュニティ・スクール推進フォーラム」というのを宇和島でやるんだという考えを今持っています。

この件について、中身を具体的にしていくプロセスにおいては、教育委員の皆さんにも相談させていただきたいと思っています。

というような、この1月後半から2月末にかけての私自身の動きをご紹介して、 本日の議論に入っていきたいと思います。

(3) 付議事件

◎教育長

本日の議案ですが、議案第9号については、人事案件であることから、非公開で 審議したいと思います。

賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

◎全委員

- 挙手-

教育長

挙手全員ですので、議案第9号については非公開で審議します。

◎教育長

それでは本日の議事に入ります。

議案第5号について、事務局、説明をお願いします。

○文化・スポーツ課長

宇和島市執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例です。資料は5ペー

ジから11ページになります。

令和6年度に宇和島市文化財保存活用地域計画を策定するに当たり、当該計画に 関する協議会を設置しますので、宇和島市執行機関の附属機関設置条例に、この協 議会を加えるため、当条例を改正しようとするものです。

宇和島市文化財保存活用地域計画とは、各市町村において取り組んでいる目標や、 取り組みの具体的な内容を記載した、宇和島市における文化財の保存活用に関する 基本的なアクションプランです。

個々の文化財の保存状態や管理状況と、次世代への継承に向けての直面する課題などを整理して、保存活用を図るために必要な事業の実施計画を定め、これに基づいて、中長期的な観点から、取り組みが進められるというものになっています。

平成31年に文化庁が制度をつくり、愛媛県では最初に松野町が策定していますが、現在は、県内ほぼ全ての市町村において策定済み、策定中又は計画中というものです。当市においては、策定期間は令和6年度からの3年間、令和8年度中の完成を予定しています。

協議会委員の選定はこれからですが、これまで関わっていただいている文化財保 護審議会委員の方々や、地元の経済界の方、県内の大学の先生方などにお声をかけ て調整しようと考えています。

ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎教育長

説明が終わりました。

ご質問等ございましたら、お願いいたします。

◎木下委員

改正ということですが、具体的にどの部分が改正されるのか、説明をお願いします。

○文化・スポーツ課長

資料10ページの新旧対照表をご覧ください。

最後に記載されている宇和島市プロポーザル審査委員会の上に「宇和島市文化財保存活用地域計画協議会」の項目を加えています。

◎教育長

立ち上げる附属機関の位置づけを条例で定めるという内容です。他ございますか。

◎全委員

-特に質問、意見等なし-

◎教育長

それでは議案第5号について採決に移ります。 原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

- 挙手-

◎教育長

挙手全員で議案第5号は原案どおり可決します。

議案第6号、第7号、第8号については、津島町岩松地区の重要伝統的建造物群保存地区選定にかかるものであるため、一括して説明を行い、採決は個別に行いたいと思います。それでは、事務局から説明をお願いします。

○文化・スポーツ課長

それでは、一括で議案第6号、第7号、第8号と説明します。12ページにまとめた資料を掲載していますので、そちらをご確認ください。

12月15日付けで津島町岩松の伝統的建造物群保存地区が国の選定を受けて重要 伝統的建造物群保存地区になりました。

現行の条例については平成31年3月に制定しており、令和2年6月には施行規則 も定めています。それをもとに地域保存計画というものを策定し、その内容を反映 して、今回上程している、議案第6号から第8号の規則や要綱を整えたというもの です。

まず、議案第6号、伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則の一部を改正する 規則です。

この改正は重伝建の選定に伴い、3月議会に上程されている、固定資産税の減免 措置に関連したものです。固定資産税に関する条例の中で、修景した建物は、それ 以降、固定資産税を2分の1にするとされています。古い建物の柱一本でもあれば 修理というのですが、新しく岩松らしい建物に建て直すことを修景といいます。つ まり、新築です。新築であってもスタイルが、いわゆるトラディショナルなものと いうことで修景といいます。

その際に、修景工事の完了を証明する書類が必要になります。それを添付した上で、固定資産税の2分の1減免措置に関する手続きを税務課にて行うため、"この建物は、伝統的な工法(スタイル)に基づいて、修景してありました"という証明ができるよう、制度を整備するものです。併せて、各様式の押印をなくすという変更もしています。以上が議案第6号に関する説明です。

議案第7号は、宇和島市岩松地区町並み保存推進・啓発事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱です。保存活用計画において、保存活用団体の助成措置をうたっており、対象とする団体は、これまで「岩松守ろう会」という限定された団体であったところを、「岩松地区の町並み保存に関わる団体」と幅広く位置づけ、この補助金の対象団体を広げたものです。また、補助対象経費について、これまで認められていた経費に、委託料を追加しています。現在は、地元住民の推進団体だけですが、今後、建築関係等々の団体が加わることも想定した上での変更です。

議案第8号は、宇和島市伝統的建造物群保存地区保存対策費補助金交付要綱を新 たに制定しようとするものです。 重伝建に選定されたことにより、国庫補助金として、国から 65%の補助を受けることになり、それを活用した修理・修景事業が可能になります。これまで市の単費で行っていた補助事業に関する要綱を廃止して、新たな補助金交付要綱を制定するものです。

補助率・限度額については、これまでも説明しており、地元の方々にも提示しています。詳細は28ページの表をご確認ください。今回の要綱制定に伴い、宇和島市 岩松地区町並み保存対策整備事業補助金交付要綱は廃止します。

以上です。

◎教育長

第8号について、これまで市単独の予算で補助してしたものが、重伝建に選定されたことによって変わるということですね。

○文化・スポーツ課長

はい。併せて補助率等も変えます。これまで、補助率は補助対象経費の2分の1で、限度額は150万円であったものを、国の補助金が入ることにより、特定物件と言われる伝統的建造物は、外観保存や構造等、重要な経費については補助率10分の8、上限なしという、かなり手厚い補助となります。ただし、各家庭の事情や予算等があろうかと思われますので、1件あたりの補助金額の上限としては、おおよそ、1000万円から1500万円程度になろうかと思われます。できるだけ短い期間で、補助金の交付を行いたいと考えていますが、やはり工期等もありますので、2年間での補助となる可能性もあります。また、工作物として指定された石垣等の工事にも、この補助要綱が適用されます。当該地区においては、各個人で所有するものに対して補助金が交付されるかわりに、規制が行われるということになります。

◎教育長

議案第6号から第8号に関する全体的な考え方についての説明が終わりました。 個別の規則等の改正については、この後説明したいと思います。

今ほど説明のあった全体像について、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

◎田村委員

補助金の流れについて、心配していたことがあります。例えば、3分の2の補助が出るような改修工事を行う場合、補助申請者は3分の1の金額を工事業者に支払う。残りの3分の2については、業者が宇和島市に請求をするという形になるのでしょうか。

○文化・スポーツ課長

補助金の流れについては、改めて地元でも説明しますが、契約は施主(申請者)の方と業者にて行っていただきます。工事の際には、設計協議をされると思うのですが、個々の内部は自由にしていただいて構わないのですが、外観にかかる窓ガラスや格子、屋根等については、内容を提出していただきます。時期的には、工事を

行う前年もしくは前々年になるかと思われます。それを受けて、市において伝建審議会に諮ります。その後、やりとりをしながら、岩松の伝統的な建造物群に合ったものに直していただくことになります。修正後、契約を行っていただき、その金額の3分の2もしくは10分の8を補助金として施主(申請者)に交付するということになります。

お金の流れとしては、例えば3,000万円の工事を行われた場合、一般的な工事と同様に3,000万円は業者に支払っていただく。補助金支払いの時期はタイミングによるか思われますが、10分の8、もしくは3分の2の補助金を施主(申請者)へ市からお支払いするという流れです。

◎田村委員

3,000万円を1度は立て替えるような形になるんですか。とりあえず、大きな金額を用意しなければならないということでしょうか。

○文化・スポーツ課長

基本的にはそのようになると思われます。一般的な家の改修や建て替え時と同じで、それに対して補助金が交付されるということです。ただし、あくまで原則論であり、個々の事情に応じた様々なケースが想定されますので、その際の対応については、検討の余地があると考えています。

来年度から緊急度や意向のリスト化に向けたヒアリングを行います。そのリストを基に実施する事業の絞り込みを文化庁と協議しながら進め、国の補助金を受けるという流れです。今年度は、市単独の予算で現行の補助率で行っていますが、大きな修理・修景工事については来年度以降となります。まずは順番付けから始める予定としています。

◎教育長

仕組み(制度)については、先ほど説明があったとおりですが、実際に運用する 上では、個別の事情を聴きながら対応するというものです。

他ございますか。

それでは、全体的な考え方のもと、どのように規則等の改正が行われるのか、個別の説明をお願いします。

○文化・スポーツ課長

14ページをご覧ください。提案理由としては、現状変更行為の完了証明を交付できるようにし、かつ、各様式の押印を廃止しようとするものです。

15ページの新旧対照表の右側、「改正後」の上から4行目ですが、教育委員会は 修景工事完了証明書を交付できると規定しており、この証明書を税務課へ提出して 手続きを行えば、固定資産税の半額免除が適用されるようになります。16ページから21ページまで様式を載せていますが、氏名のところの押印を省略するよう変更します。

以上です。

◎教育長

議案第6号について、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

◎全委員

-特に質問、意見等なし-

◎教育長

それでは議案第6号について採決に移ります。 原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

- 举手-

◎教育長

挙手全員で議案第6号は原案どおり可決します。

議案第7号の具体的な内容について事務局から説明をお願いします。

○文化・スポーツ課長

資料 23 ページをください。第2条の補助対象者についてですが、改正前は、「岩松守ろう会とする」としていましたが、今後、住民団体も含めた様々な協力団体も出てくるかと思われますので、補助金の対象者となるものは、「岩松地区の町並み保存に関わる団体」と変更しています。

また、第4条の補助対象経費の中に、(6)委託料というものを追加しています。 以上です。

◎教育長

議案第7号について、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

◎全委員

-特に質問、意見等なし-

◎教育長

それでは議案第7号について採決に移ります。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〇全委員

- 举手-

◎教育長

挙手全員で議案第7号は原案どおり可決します。

議案第8号の具体的な内容について事務局から説明をお願いします。

○文化・スポーツ課長

25ページからの今回制定する補助金交付要綱をご覧ください。

趣旨としては、宇和島市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づいて補助金を交付するために必要な事項を定めるというものです。以降、定義を記載しています。 第3条は補助対象者に関する規定ですが、「物件の所有者、管理者又は占有者」としており、借家であっても、同意書があれば補助申請が可能となります。以降、交付 申請に必要なものを定め、変更や中止があった際の届け出、工事完了後の実績報告 に必要な書類(設計図書、完成写真等)についても規定しています。実績報告に基 づいて補助金の確定を行い、違反した際の交付決定取り消しや補助金の返還につい ても記載しています。

別表4に、先ほど説明した、伝統的建造物とそれ以外の建物の補助率と限度額を 記載しています。29ページから35ページまでは、各様式です。

ご確認いただき、ご承認くださいますようよろしくお願いします。

◎教育長

議案第8号について、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

◎全委員

-特に質問、意見等なし-

◎教育長

それでは議案第8号について採決に移ります。 原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

- 挙手-

◎教育長

挙手全員で議案第8号は原案どおり可決します。 続きまして、次は非公開の案件の審議となります。

◎教育長

議案第9号を上程する。

<議案第9号>

宇和島市立公民館長の任命について

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市立公民館長の任命に関する原案を説明する。

◎教育長

原案について諮る。

◎全委員

原案可決の賛成に挙手する。

◎教育長

原案どおり可決する旨宣する。

非公開案件の審議が終わりましたので、会議を公開します。

(4) 説明及び報告事項

◎教育長

次に、"説明及び報告事項"に移ります。(1)住宅新築資金等貸付事業特別会計の廃止について、事務局から説明をお願いします。

○人権啓発課長

資料38ページをお願いします。住宅新築資金等貸付事業特別会計廃止について、 説明します。

当課所管事務の住宅新築資金等貸付事業については、現在、貸付自体は終了し、貸付金の償還事務のみを行っている事業です。この事業は、一般会計の歳入・歳出と区分して経理を行う必要があり、住宅新築資金等貸付事業特別会計を設置して経理を行っています。令和5年度で全ての貸付金の償還期限が到来することなどにより、特別会計で経理する必要がなくなることから、今度の市議会3月定例会に特別会計廃止議案の上程を予定しています。

市議会において承認され、特別会計が廃止となりましたら、貸付債権は、一般会計に引き継がれ、令和6年度からは、教育費 人権啓発費に予算を計上し、回収事務を行う予定ですので、今回、報告という形で、事業概要等について説明します。

この事業は、国の施策に基づき当時の同和対策事業により、地域に住環境対策の一環として、福祉の増進を目的に、住宅の改修や増築、住宅新築促進のために、昭和41年度から平成13年度までの期間、地方自治体が個人向けに資金融資を行ったものです。

宇和島市においては、昭和45年度から平成8年度まで貸付事業を実施し、499件を貸付け、貸付総額は17億640万4千円になります。最終貸付の平成8年度は、償還期限令和3年度で5件を貸し付けています。そのうち2件については、途中で2年間の返還猶予を行っており、令和5年度で全ての貸付金の償還期限が到来するため、令和6年度からは、滞納金の回収事務のみとなります。

次に償還状況については、令和4年度末時点の償還率ですが、新築・改修・宅地の合計で91.42%で、令和6年1月末においての滞納件数が64件、滞納金額が1億7,914万8,163円となっています。滞納額については、平成26年度末には、3億円(3億1,954万365円)を超えていましたが、令和2年度中に、2億円を切ることができ、その後も少しずつですが、削減は進んでいると考えています。一方で、借受人の高齢化等により、償還・回収が困難なケースが増えてきており、思ったような進捗はなかなか図れませんが、今後も引き続き滞納額の削減に努めていきます。

今後の進め方については、先ほど説明したとおり、市議会3月定例会へ特別会計廃止議案の上程を予定しており、また、当事業予算案についても、令和6年度一般会計予算案として上程する予定です。

以上で、住宅新築資金等貸付事業特別会計廃止についての説明を終わります。

◎教育長

説明が終わりました。

ご質問等ございましたら、お願いいたします。

◎全委員

-特に質問、意見等なし-

◎教育長

それでは(2)伊達博物館改築事業(債務負担行為の変更等)について、事務局から説明をお願いします。

○伊達博物館長

資料39ページをお願いします。伊達博物館改築事業について、11月の建設工事の入札不調を受け、再公告に向けた調整を行いましたので、事業費並びに今後のスケジュールについて、説明します。

まず、全体事業費については、これまで、資料左側の表の緑色の部分、一番下、概算で 48.5 億円と説明していましたが、再積算の結果、青色の部分のとおり、52 億 7,900 万円となりました。増額の要因については、右中段に記載していますが、建設工事費については、再入札にあたって最新単価を採用するため、①10 月単価への置きかえや、②見積の再収集を行ったことにより増加した一方、④屋根材仕様の変更など、可能な範囲での修正を行い減額調整も行いました。また、③最近の物価等の上昇傾向の実績を参考に、資材費および労務費の今後上昇分も加味して算出しています。これらの結果、工事費等については、4 億円増の 38.5 億円としています。

次に、工事監理費については、2,900万円増の9,000万円となっていますが、本年1月に、算定に使用している国土交通省の「基準」が5年ぶりに改正されたことを受けて、再積算した結果、増額となったものです。なお、変更に伴う市の実質負担額は、右側中段記載のとおり、1億7,900万円増の12億1,500万円となります。

今ほど、説明した事業費等の増に伴い、右下の表の合計欄のとおり、4億2,900万円増の47億9,000万円となり、この変更については、3月議会初日の2月20日に補正予算として提案し、22日に開催された産業建設委員会においては、賛成多数

で承認いただいたところです。

続いて、債務負担行為予算について説明します。

次のページをお願いします。スケジュールについてですが、上段がこれまで示し していたスケジュール、下段が調整後となります。明日(2/27)の3月議会本会議 において、債務負担行為予算の補正について承認をいただきましたら、速やかに入 札公告、必要な公告期間を経て、4月に開札、落札されれば、仮契約となります。

なお、皆様ご承知のとおり、博物館の開館には、2夏の枯らし期間を必要としますので、請負契約議案を6月議会に提出しますと、開館が1年遅れることになります。従いまして、4月末か5月上旬の臨時会で採決いただくことを想定しています。

臨時会で、契約議案の承認をいただきましたら、本契約、6月頃の着工、令和7年11月頃に竣工予定、新博物館の開館は、これまでの予定通り、令和9年春を見込んでいます。

説明は以上です。

◎教育長

説明が終わりました。ルールに基づいて再積算しており、新たな設計を追加するようなものではありません。

ご質問等ございましたら、お願いいたします。

◎全委員

-特に質問、意見等なし-

◎教育長

後日でも、気になる点などございましたら、随時お問い合わせください。ご理解 いただけるよう、説明を尽くしていきたいと思います。

(5) その他

◎教育長

次に、"その他"に移ります。

ご意見等ありませんか。

○文化・スポーツ課長

2点お知らせをします。資料は最後の4ページとなります。

まず、第9回うわうみだんだんマラソン・ウォークについてです。毎年、宇和海 地区を舞台に、「激坂」という触れ込みで、ハーフマラソンの大会と、海岸沿いを歩 くウォーキングを開催しています。

今年は、3月3日の日曜日に開催します。ハーフマラソンの部に207名、ウォーキングの部に143名参加予定です。若干少なくなってきていますが、開催しますので、お時間があれば、ご声援をいただければと思います。

もう一つは、同じ日になりますが、パリオリンピックの最後の予選会となる東京マラソン 2024 に、宇和島市出身の、宇和島アンバサダーでもある鈴木健吾選手が出場します。これに際して、市役所 2 階の大ホールにおいて、パブリックビューイングを開催するというものです。

ぜひ、予選を勝ち抜いて、パリオリンピックに行ってほしいと思います。スタートが9時頃ですので、こちらも、お時間ありましたら、みんなで一緒に応援しようというイベントですので、ご参加のいただきますよう、よろしくお願いいたします。 以上です。

◎教育長

3月3日のだんだんマラソン・ウォーク、同じく3月3日に、鈴木選手が参加する東京マラソンのパブリックビューイングがありますという案内でした。 他ございますか。

◎高山委員

三間の「もみの木」の運営協議会長から、「困ってる人がいるので、助けてあげたい」という相談がありましたので、お話します。

内容としては、児童の預かりについてです。警報が出たことにより、小学校が臨時休校になった際に、保護者から、もみの木で預かってもらえないかという相談を受けているようです。もみの木としては、教育委員会から許可が出るのであれば、人員の配置も可能であり、警報等で臨時休校のときに預かることはできる体制にはなっているとのことなのですが、教育委員会として、どうにかできないでしょうか。

○生涯学習課長

放課後の児童預かりについては、生涯学習課所管となりますので、私からお答え します。

まず、本市の小学生の放課後の預かりについては、パターンが二つありまして、 一つは厚生労働省所管の児童クラブ、もう一つは、文部科学省所管の子供教室と、 この二つの形態で各地区の預かりを実施しています。

三間地区については、成妙・三間・二名の3地区とも、子供教室(文部科学省)の形態を取っています。具体的には、平日は3地区それぞれの場所で、土曜日と夏休みなど長期休業中は、もみの木という施設をお借りして、そこに子供教室のスタッフが入って、預かりをしているという状況であり、子供教室の事業として、市が主体で実施しています。

今ほど、いただいたお話としては、もみの木の運営委員の方が、つまり、普段子供を見ている方ではない方が善意で警報時などに預かりをしていただけるというお申出だと思いますが、大変ありがたいお申出であるとは、思います。

ただ、今現在実施している子供教室の事業の一環として位置づけられるかどうか。 また、実施主体や責任の所在等をどう整理するのかといったことの検討も含め、い ろいろな課題があろうかと思われますので、方向性としては、ぜひ前向きに検討さ せていただきたいと思います。

以上です。

◎高山委員

担当者から運営協議会へ詳細のヒアリングした上で、ぜひ前向きに検討してください。

○生涯学習課長

すぐにでも担当者から協議会へお話しさせていただいて、前向きに可能性を検討 したいと思います。

◎教育長

他ございますか。

◎全委員

-特に質問、意見等なし-

◎教育長

次回の定例会の日程ですが、3月22日の金曜日を予定しています。

(6) 閉会宣言(午後5時00分)

◎教育長

それでは以上もちまして、2月定例の教育委員会会議を閉会いたします。